

大内氏歴史文化研究会設置要綱

（設置）

第1条 大内氏に関わる歴史及び文化に関連する研究を行い、その拡大と深化を図るため、大内氏歴史文化研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 研究会は、次に掲げる事項について協議し、大内氏に関わる歴史及び文化に関連する調査研究並びに普及活動を行う。

- （1）研究会の運営に関する事。
 - （2）研究及び調査に関する事。
 - （3）資料の収集・公開に関する事。
 - （4）研究誌の作成及び刊行に関する事。
 - （5）講演会及びシンポジウムに関する事。
 - （6）その他関連する事項に関する事。
- 2 研究会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を招聘することができる。
- 3 研究会は、招聘した者から調査研究等の指導及び助言等を受けることができる。

（組織）

第3条 研究会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。
- （1）大内氏の歴史及び文化に関して見識を有する者
 - （2）その他、教育長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

（会長）

第5条 研究会に会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 研究会は、会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

（庶務）

第7条 研究会の庶務は、山口市教育委員会文化財保護課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。